世田谷区
喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）
実証運行業務委託（概算契約）
募集説明書

令和8年11月12日

世田谷区道路・交通計画部交通政策課

1.はじめに

（1）適用範囲

本説明書は、「世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務委託（概算契約）」に適用する。

（2）業務目的

世田谷区（以下「区」という。）では、最寄りの鉄道駅から500m以上、かつバス停から300m以上離れている地域を基準に、勾配や公共交通の運行本数を踏まえ、「公共交通不便地域」を定義し、対策に取り組んでいる。区では、喜多見地域を公共施設圏域や人口特性などを踏まえ、「重点検討地域」として指定し、地域の移動の足の確保を目的として、地域住民とともに新たなコミュニティ交通の導入を行う。

2.業務概要

（1）契約件名

世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務委託（概算契約）

（2）契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※選定された受託候補者との契約は単年度ごとに締結し、各年度における当該事業の予算配当があること、その前年度の履行実績が良好であることを条件に、原則として令和9年度を含め通算3年間（令和12年3月末までを見込む）を限度に随意契約を締結することができる。ただし、実証運行の結果について検証し、ワゴン車を活用した定時定路線型コミュニティ交通の有効性等が確認された場合に限る。

（3）履行場所

受託者の作業実施場所

（4）主な業務内容

①定時定路線型の乗合方式による車両運行業務

②運行車両の確保および維持管理業務

③事務所の設置・維持管理

④収支報告書・利用者状況等報告書の提出

その他詳細は、別紙「参考仕様書」のとおりとする。

（5）業務委託限度額

令和9年度　19，509千円（消費税相当額を含む）

※上記金額は、運行経費から運賃収入想定額（2，000千円）を引いた額。

※本案件は、令和9年度契約の準備行為であり、予算配当がない場合は契約できません。

※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により対応を決定するものとする。

3.参加資格

提案書提出時において、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

（1） 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、なお、当該資格を有しない場合は、「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」、「法人税又は所得税」及び「消費税及び地方消費税」に滞納がないことを確認するため、下記の書類を提出すること。

① 履歴事項全部証明書

② 税務署が発行する納税証明書（「法人事業税（「地方法人特別税」を含む）」及び「法人税又は所得税」、「消費税及び地方消費税」）

③ 財務諸表（過去3年間）

（2）道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条または第21条の規定による乗合旅客運送の許可を取得済み、または実証運行開始日までに取得することが可能であり、乗車定員11人未満のワゴン車両を活用した業務内容の履行が可能な事業能力を有していること。
（3）世田谷区内または世田谷区と隣接する自治体に事業所または営業所を有しており、緊急時、迅速に対応できる体制を整えることが可能であること。
（4）道路運送法（昭和26年法律第183号）第7条に定める欠格事由に該当しておらず、同法第40条に定める許可の取消し処分を受けていないこと。
（5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触していないこと。
（6）応募事業者（関連団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
（7）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと
（8）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て、又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
（9）都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。
（10）「世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ではないこと。
委員長：道路・交通計画部長　堂下　明宏
委　員：道路・交通計画部交通政策課長　倉地　浩輔
委　員：砧総合支所地域振興課長　松岡　敏幸

4.プロポーザルに係る書類の交付および提出

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4－1. 募集説明書

（1）交付場所

区ホームページにて公開及び下記「9.担当部課及び各書類提出先」の窓口

（2）交付期間

令和8年11月12日（木）～令和8年11月26日（木）午後5時まで

（3）交付方法

① 以下「9.担当部課及び各書類提出先」の窓口にて希望者に無償配布
② 世田谷区のホームページからダウンロード

4－2. 参加表明書

（1）交付場所

区ホームページにて公開及び下記「9.担当部課及び各書類提出先」の窓口

（2）提出期限

全て令和8年11月26日（木）午後5時まで（必着）とする。

（3）提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
参加表明書	様式1	1部	参加志望の意向確認のための書類。 必要事項を記入し、代表者印を押印すること。
「3　参加資格（1）①～③」		1部	世田谷区の競争入札参加資格を有していない場合のみ提出。
法人の事業経歴・概要	様式2	1部	できるだけ簡潔にまとめること。会社パンフレットでも可とする。

（4）**提出方法**

以下の①または②の方法で担当に提出すること。なお、いずれも担当者に到着確認を行うこと。

①電子データ：**電子申請専用フォーム**へ提出。URL は、「9.担当部課及び各書類提出先」に記載。

②紙文書：以下「9.担当部課及び各書類提出先」へ持参（開庁時間中）、又は郵送（書留に限る）。

4－3. 招請通知

4－2.（3）の提出書類の内容を確認後、参加資格を満たす事業者に対しては、本件担当より提案書の招請通知を電子メールにて送付する。

4－4. 提案書

（1）提出書類

名称	様式	部数	記載内容等
提案書提出届	様式4	1部	必要事項を記入し、代表者印を押印すること。
提案書	A4判 縦または横書き	正本1部 副本4部	副本では、提案事業者名、法人ロゴマーク、印影について、全てマスキング処理を施すこと。
提案書補足資料（任意）	様式自由	正本1部 副本4部	必要に応じて提案書に添付すること。副本では、提案事業者名、法人ロゴマーク、印影について、全てマスキング処理を施すこと。
見積書	様式自由	1部	消費税込みの金額を記載すること。

（2）提出期限

令和8年12月22日（火）午後5時まで（必着）

（3）提出方法

以下の①と②両方で提出すること。なお、いずれも担当者に到着確認を行うこと。

①電子データ：**電子申請専用フォーム**へ提出。URLは、「9. 担当部課及び各書類提出先」に記載。

②紙文書（**提案書のみ**）：以下「9. 担当部課及び各書類提出先」へ持参（開庁時間中）、又は郵送（書留に限る）。

4－5. 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、下記「9.担当部課及び各書類提出先」へその旨を連絡したうえで、「様式5　参加辞退届」を提出すること。

5.提案書記載事項

提案書は、次の表 1.「提案書記載項目」の提案書番号順に作成し、インデックスをつけること。また、事業者のこれまでの対応実績を踏まえ、業務内容を効果的に実施するための提案を具体的に記載すること。

表 1. 提案書記載項目

提案書番号	記載内容
事業者について	
1	**事業者の経営理念** 地域公共交通に対する考え
2	**業務体制** （1）組織全体の業務体制・組織図 （2）拠点となる営業所の人員数・車両台数・設備等
3	**事業者の実績** 他自治体との契約実績（協定含む）

4	**法令遵守・個人情報保護についての考え方** （1）法令遵守の取り組み （2）個人情報の管理体制
5	**本実証運行に対する考え** これまでの実績や知見を踏まえて、実証運行への考えを記載すること
6	**緊急時における危機管理体制** （1）地震等の災害が起こった場合の対応 （2）事故やトラブルが発生した際の対応方法
業務工程について	
7	**運行計画について** 　実証運行実施に向けた検討項目や調整事項がわかるようにスケジュールをまとめ、記載すること。
業務遂行について	
8	**運行を担う乗務員について** （1）乗員数と配置（ローテーション）、人員管理体制 （2）乗務員に対する安全面や接遇等の教育
9	**運行車両について** （1）車両の手配、車両の仕様、整備・点検 （2）事故、整備により車両が使用不可の際の対応
その他	
10	**本委託事業の仕様に追加で実施できる事業の提案** 　仕様書に対して、サービス向上や課題解決のための効果的な追加提案や高齢者等に配慮した改善案がある場合は提案すること。
11	**見積金額** 　令和10～11年度については令和9年度と同等の見込みとすること。

（1）提案書の作成要点

提案書については、以下の要点により作成すること。

①提案書は、上記「表.1　提案書記載項目」に基づき、見やすいものを作成すること。なお、提案書は、白黒コピーを想定した作りとすること。

②提案書の本文に用いる文字の大きさは12ポイント以上とする。

③専門用語には注釈を記載すること。

④提案書の表紙に、以下の項目を記入すること。

ア 宛名

世田谷区道路・交通計画部交通政策課　あて

イ 件名

世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務　提案書

ウ 提出年月日

実際の提出年月日を記入

（2）見積書の作成要点

①業務内容を履行するために必要な内容及び経費を記載すること。

②金額は円単位とすること。

③参考とする見積資料も含め有印のこと。

④以下の項目を記入すること。

ア 宛名

世田谷区道路・交通計画部交通政策課　あて

イ 件名

世田谷区喜多見地域コミュニティ交通（定時定路線型）実証運行業務　見積書

ウ 提出年月日

実際の提出年月日を記入

（3）質問の提出手続

本業務委託に対して質疑があるときは、下記「9.担当部課及び各書類提出先」あてに、別紙「様式3　質問票」を提出し、回答を受け取ることができる。

①提出期間

令和8年11月30日（月）～令和8年12月4日（金）午後5時まで

②提出方法

電子申請専用フォームでのみ受付。URLは、「9.担当部課及び各書類提出先」に記載。

なお、電話や来庁による質問には応じない

③回答方法

「様式1　参加表明書」を提出した全ての事業者に、電子メールで回答する。

なお、参加表明後に辞退した場合はその限りでない。

＊区回答：令和8年12月8日（火）午後5時まで

6.審査と選定結果の通知

（1）提案書を特定するための評価基準

参加事業者からの提出書類を用いて、区に設置された審査委員会において、次のとおり審査を行い、契約相手方の第一候補となる提案者を決定する。

（2）評価基準

下表の審査項目及び視点を踏まえ、総合的に判断し選定を行う。

評価項目	審査の視点
運営体制	・実証運行を遂行する体制や実績が十分にあるか ・安全や接遇に関する教育が着実になされているか
業務工程	・実現可能な業務実施スケジュールが組まれているか
業務遂行	・実証運行の目的を的確に理解し、区や地域と連携して取り組むことができるか ・仕様書案に記載した業務内容を着実に実施できるか
事業者からの提案	・サービス向上や課題解決のための創意工夫がなされているか ・高齢者等に配慮した提案となっているか
価格	・事業内容を勘案して価格が妥当であるか

（3）候補者の選定

審査会における審査を踏まえ、評価合計点が第一順位の提案者を契約相手方の第一候補者として選定する。区は審査により特定された第一候補者と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けされた上位の事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

（4）審査結果

審査結果は、令和8年12月下旬に書面にて通知する。

7.留意事項

（1）応募に当たっての留意事項

①応募事業者の義務

ア 応募事業者は、提案書に関して区から説明を求められた場合、それに応じなければならない。

イ 応募事業者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

②配布書類などの扱い

ア 応募事業者の募集において配布した書類は、本件への応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。提案書の特定後は速やかに各事業者の責任において破棄すること。

イ 応募にあたり知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。

ウ 提出書類は、一切返却を行わない。

③提出書類等の扱い

ア 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等必要な場合は当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

イ 参加表明書及び提案書の作成・提出等にかかる費用については、区では一切負担しない。

ウ 本選定過程で提出された資料等は返却しない。

エ 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

（2）契約締結に関する留意事項

①提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき第一順位候補者とする。

②区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

③本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案の内容に区は拘束されない。

④選定後、区や関係者等と協議・調整を行った上で、運行計画、事業運営及び安全管理等について記載した計画書を作成すること。

⑤作成した運行計画に基づき、令和9年6月から実証運行を開始できるよう、運行に関する許認可申請、及び申請に係る関係機関との調整等、必要な手続きについて遅滞なく確実に行うこと。

8.その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金　免除

（3）契約書作成の要否　要

（4）当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

（5）原則として、本委託業務に関する再委託を禁止する。但し、本委託業務における主たる業務でない一部の付随的な業務についてはこの限りでない。その場合は、必ず事前に区担当課と協議を行い、了承を得ること。

（6）関連情報を入手するための照会窓口　下記「9　担当部課及び各書類提出先」に同じ。

9.担当部課及び各書類提出先

本件に関する連絡先は以下とする。

世田谷区道路・交通計画部交通政策課交通企画担当

〒158-0094　世田谷区玉川1-20-1　二子玉川分庁舎3階 A31

・開庁時間　土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

・電話　03－6432-7946

・FAX番号　03－6432-7991

・電子メールアドレス　SEA01206@mb.city.setagaya.tokyo.jp

・電子申請専用フォームURL

https://bdb96424.form.kintoneapp.com/public/b0cd718591973429085b4924b6aa51a1a940660c5a09b317ad3f6742bc91b727

・世田谷区ホームページにおける本プロポーザル情報掲載ページ

世田谷区トップページ→目次から探す→区政情報→契約・入札情報→発注情報→現在実施中のプロポーザル情報→住まい・街づくり・環境